

[会員の皆さまへ 会員年会費改定のお知らせ]

平素は当協議会の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、このたび（一社）新潟ニュービジネス協議会は令和2年4月から会員年会費を下記の通りに改定させていただきます。

年会費は会員の負担を最小限にするために、会設立以降、据え置いたまま本日に至っております。これまで、取引先の各種値上げや事業の拡大などにより、会運営の厳しさも増してきておりましたが、さまざまな努力や方法によりコスト削減に努めて参りました。

しかしながら、このたびの消費税率の引き上げ、新規事業の立ち上げに伴う支出増や、より一層のサービスの向上、さらに将来的には収益事業収入の減少などが予想されることから、安定的な活動運営のためにやむを得ず改定に踏み切らせていただく次第でございます。

これからも、県内産業の発展と地域経済の活性化に対する貢献、会員同士の新たなビジネスチャンスの場を提供し続けるよう努めてまいります。何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年4月1日

一般社団法人新潟ニュービジネス協議会

会長 宇尾野 隆

（一社）新潟ニュービジネス協議会 入会金及び会費表（令和2年4月から）

■入会金及び年会費

会員区分	入会金	年会費	
法人会員	なし	50,000円	据え置き
特例法人会員		20,000円	据え置き ※社員10名以下、かつ設立5年以下の法人
個人会員		12,000円	
学生会員		なし	

■会費年度

4月1日から翌年3月31日までとする。

※入会月が年度途中の方は、初年度の会費は下記の表に定める割合を乗じた金額になります。

入会時期の区分	割合
4～6月	全額
7～9月	4分の3
10～12月	4分の2
1～3月	4分の1

■会員種別

- ・法人会員 法人及び団体
- ・個人会員 個人事業者などの個人
- ・学生会員 大学院及び大学、短期大学、専門学校、高校の学生及び生徒